

(単位:円)

「従来型個室」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階							320	300	1,231	36,930	介護保険給付対象額に6.0%を乗じた金額となります	
	第2段階							420	390	1,421	42,630		
	第3段階	557	4	13	14	6	5	12	820	650	2,069		62,070
	第4段階								1,150	1,380	3,141		94,230
	2割負担								1,150	1,380	3,141		94,230
要介護2	第1段階							320	300	1,299	38,970		
	第2段階							420	390	1,489	44,670		
	第3段階	625	4	13	14	6	5	12	820	650	2,149		64,470
	第4段階								1,150	1,380	3,209		96,270
	2割負担								1,150	1,380	3,209		96,270
要介護3	第1段階							320	300	1,369	41,070		
	第2段階							420	390	1,547	46,410		
	第3段階	695	4	13	14	6	5	12	820	650	2,207	66,210	
	第4段階								1,150	1,380	3,267	98,010	
	2割負担								1,150	1,380	3,267	98,010	
要介護4	第1段階							320	300	1,437	43,110		
	第2段階							420	390	1,627	48,810		
	第3段階	763	4	13	14	6	5	12	820	650	2,287	68,610	
	第4段階								1,150	1,380	3,347	100,410	
	2割負担								1,150	1,380	3,347	100,410	
要介護5	第1段階							320	300	1,503	45,090		
	第2段階							420	390	1,693	50,790		
	第3段階	829	4	13	14	6	5	12	820	650	2,353	70,590	
	第4段階								1,150	1,380	3,413	102,390	
	2割負担								1,150	1,380	3,413	102,390	

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)



看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算	
死亡日以前4日以上30日以下	144円	医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合	
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき	
死亡日の当日	1,280円		
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

※2割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上) 詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

「多床室(相部屋)」

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、〔施設サービス費〕と〔居住費〕の料金の違いで

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階							0	300	911	27,330	介護保険給付対象額に6.0%を乗じた金額となります	
	第2段階							370	390	1,371	41,130		
	第3段階	557	4	13	14	6	5	12	370	650	1,631		48,930
	第4段階								840	1,380	2,831		84,930
	2割負担								840	1,380	2,831		84,930
要介護2	第1段階							0	300	979	29,370		
	第2段階							370	390	1,439	43,170		
	第3段階	625	4	13	14	6	5	12	370	650	1,699		50,970
	第4段階								840	1,380	2,899		86,970
	2割負担								840	1,380	2,899		86,970
要介護3	第1段階							0	300	1,049	31,470		
	第2段階							370	390	1,509	45,270		
	第3段階	695	4	13	14	6	5	12	370	650	1,769	53,070	
	第4段階								840	1,380	2,969	89,070	
	2割負担								840	1,380	2,969	89,070	
要介護4	第1段階							0	300	1,117	33,510		
	第2段階							370	390	1,577	47,310		
	第3段階	763	4	13	14	6	5	12	370	650	1,837	55,110	
	第4段階								840	1,380	3,037	91,110	
	2割負担								840	1,380	3,037	91,110	
要介護5	第1段階							0	300	1,183	35,490		
	第2段階							370	390	1,643	49,290		
	第3段階	829	4	13	14	6	5	12	370	650	1,903	57,090	
	第4段階								840	1,380	3,103	93,090	
	2割負担								840	1,380	3,103	93,090	

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)



要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。